

令和8年5月8日（金）午前9時より、5月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
 議案第4号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）
 議案第5号 あっせん申し出について
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
 その他 令和7年度 最適化活動の点検・評価

次回農業委員会開催期日 （予定）令和8年6月9日（火） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介
 5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文
 9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一
 13番 重松栄一 14番 平田雅治 15番 平田秀樹 16番 青木照
 17番 棚町和徳 18番 中野浩行 19番 高木晋介

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 南 美栄子

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、8番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名5番、6番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外3名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他 令和7年度最適化活動の点検・評価

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号1条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 申請地は畑1筆433㎡で、転用目的は露天駐車場です。

事務局 辻 ●駅から北西に約1kmの場所になります。10ha以上の農地の広がりがある場所になりますので第1種農地となります。奥に住居と倉庫がありますが、手前を露天駐車場として利用するという計画になっています。車を8台駐車する予定です。雨水は自然流下、汚水と雑排水は発生しません。造成工事に伴う被害防除としまして既設のコンクリートブロックが設置されています。水利関係承諾書は、地元土木長から無条件でいただかれています。土地改良の意見書につきましては受益地ではないという回答になっています。隣接農地のアンケートは、計画について了承をもらわれています。農地法を理解していなかったため、許可なく農地の北側の一部を除草目的のためコンクリートをうっている所がありまして、所有者と転用者から始末書を出されています。議案書に戻ります。参考事項としまして、例外規定は集落接続、用排水は、給水なし、雨水は自然流下、汚水と雑排水は発生しません。集団性有り、公共投資無し、水利承諾有りです。都市計画法は非線引無指定、農振地域は農用地区域外です。被害防除としまして、既設のコンクリートブロックです。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

15番平田秀樹委員 この周辺は、申請者の●氏が次々に資材置き場等に転用してありますので、今後も続くのではないかと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

19番 高木委員 例外規定として集落接続とありますが、周囲には1軒しかないので見受けませんが、果たして集落といえるのでしょうか。

事務局 辻 今回の集落接続ということですが、字図を見ますと隣は宅地、雑種地、農振農用地、白地農地となります。今回は白地農地ですが隣接するのは確かに1軒ですが、宅地があるので、県に確認したところ、点で集接していますので、ここまでは認められるということです。今回の場所は良いのですが、反対側は転用が認められないということです。今回の集落に必要な雑種地を介して連なっているので良いとのこと。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第1号番号2条文5の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号2条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 申請地は畑1筆321㎡で、転用目的は自己用住宅で建ぺい率は32%です。

事務局 辻 位置の確認です。●駅から東に約2kmの場所になります。申請地の周囲はおおむね10ha以上の農地の広がりがありますので、第1種農地となります。集落に接続した場所ということで例外規定に該当して転用が可能な場所となっております。周囲の状況は、北側は宅地、東側は白地農地、南側が農振農用地ということになっています。約70cmの盛土を計画されています。駐車場は歩道と同じ高さにされる予定になっています。平屋建ての住宅です。隣接農地のアンケートは、南側と東側の農地の所有者と耕作者から承諾をもらわれています。農振除外を行なった場所ですので、水利承諾等はすでに取りられている場所になります。議案書に戻ります。参考事項としまして、例外規定は集落接続となります。用排水は、給水は公共上水道使用、雨水は溜枡、汚水と雑排水は公共下水道に接続です。集団性有り、公共投資無し、水利承諾有り。都市計画法は、非線引無指定、農振地域は、農用地区域外です。被害防除としまして、既設のコンクリートブロック、新設で南側にL型擁壁をされる予定です。住宅を建てられますが、親から農地を借りる形ですので、貸人が親である●氏になっています。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

1 番平田和昭委員 問題ないです。既設のコンクリートブロックを外し、L型の擁壁を入れて少し地上げをする予定です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第1号番号3条文5の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号3条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 畑1, 253㎡です。転用目的は事業用車両置場です。

事務局 辻 ●駅から西に約1kmの場所になります。周囲に農地が広がっている場所にありますので、第1種農地になります。周りが畑や山林に囲まれた場所で、宅地に接している場所です。計画では、大型ダンプやショベルカー、軽トラなどを止めたいということです。1.5mほど間をあけて緩衝地を設けてバラスを撒くという計画です。現在の事務所も若干移動させるということです。土地改良区の意見書は、受益地ではないという回答です。水利関係承諾書は、無条件での承認を地元土木長と行政区長からもらわれています。盛土は無しということです。隣接農地のアンケートは、周囲の方から承諾を得られています。議案書に戻ります。参考事項です。例外規定は集落接続です。用排水は、給水は無し、雨水は自然流下、汚水と雑排水は発生しません。集団性有り、公共投資無し、水利承諾有り。都市計画法は非線引無指定、農振地域は農用地区域外です。被害防除としまして、境界から1.5mあけてバラスを撒くということです。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

5 番 辻委員 特にありません。後ろの農地に行けるか確認しましたところ、行けるということで

すので、問題ないと思います。

議長 柳

それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方はお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第1号番号4条文5の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号番号4条文5 農地法第5条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南

田500㎡で、転用目的は自己用住宅で、建ぺい率は22%です。

事務局 辻

●駅から東に約70mの場所になります。細長い場所で奥に水路がある所です。第1種住居地域の用途地域の中の農地ということで、第3種農地。原則転用ができる農地になります。東側は宅地、西側は水路、農振農用地となります。北側の一部は分筆して53㎡分は白地農地のまま残るということです。南側は道路と接しています。道路側に駐車場として利用される予定で、平屋建ての住宅で、後ろは庭として利用されます。盛土は50～60cmされる予定です。水利関係承諾書は、条件付きで「水路を壊さないこと」「盛土にて生じる法面は張りコンクリート等をする」と地元土木長、行政区長から承認をもらわれています。土地改良区の受益地です。意見書が出ています。議案書に戻ります。参考事項です。用排水は、給水は公共上水道使用、雨水は側溝へ放流。汚水、雑排水は公共下水道へ接続。集団性有り、公共投資有り、水利承諾有り。都市計画法は第二種低層住居専用地域、農振地域は農業振興地域外となります。被害防除はコンクリートブロック、法面を設けるということです。

議長 柳

担当委員さんから何かありませんか。

15 番平田秀樹委員 東側の田んぼに面する所は、西側は排水と用水が一緒になるので、法面をしっかりとっておかなければならない懸念があるのだと思います。

議長 柳

皆さんから何かありませんか。ないようですので、採決を取ります。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号番号1条文4の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南

田698㎡で転用目的は、貸資材置場です。

事務局 辻

●駅から南東に約1.7kmの場所になります。周囲は雑種地、宅地で囲まれていますので第2種農地です。土地は特に扱わず4トンダンプ、コンクリートクラッシャー、残土置き場として使いたいとのことです。土地改良区の受益地ではないとの回答をもらっています。水利関係承諾書は、行政区長、土木長から無条件でもらわれています。貸資材置場として698㎡利用されたいということです。月額1万円で貸される予定だそうです。代替地の検討し、今回の場所となっています。始末書が現在の所有者から提出されています。議案書にお戻りください。参考事項です。農

地区分は第2種農地。例外規定はありません。用排水は給水なし、雨水は水路へ放流、汚水と雑排水は発生しません。集団性有り。公共投資無し。水利承諾有り。都市計画法は、非線引無指定、農振地域は農用地区域外です。被害防除としまして、砂利敷です。担当委員は柳会長です。

議長 柳 以前から地上げがされていた所です。周囲が宅地化された時に一緒に地上げされていたようで仕様がないうるか問題ないと思います。皆さんから何かご質問等ありませんか。ないようですので採決を取ります。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 審議番号3-1 田2筆918㎡の売買です。

議長 柳 担当委員は私です。問題ありません。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、審議番号3-2の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 審議番号3-2 田2筆1,481㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さん問題ないですか。

17番 棚町委員 問題ないです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、審議番号3-3の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 審議番号3-3 田53㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さん問題ないですか。

15番 平田秀樹委員 問題ないです。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第4号1番と2番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 南 1番については、田3筆2,358㎡の売買で[REDACTED]円です。
2番の方が購入される案件です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相

当となりました。次に議案第4号は3番と4番と5番が関連しておりますので一括審議とします。説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号3番、4番、5番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 南 3番については、田3筆5, 376㎡の売買で■■■■■■円です。

4番については、田1筆538㎡の売買で■■■■■■円です。

5番の方が田4筆5, 914㎡を購入される案件です。

事務局 辻 もともと利用権で借りていた農地です。期限が切れるため購入されるようです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので許可相当となりました。

続きまして、議案第4号6番と7番の説明をお願いします。その前に申請の当事者が委員におられまして、審議ができないため退室願います。それでは事務局説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号6番、7番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 南 6番については、田6筆10, 515㎡の売買で■■■■■■円です。

7番の方が購入される案件です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので許可相当となりました。

＜事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 審議番号1です。以前申請があった所ですが、再度申請されています。貸借希望地区は●で、791㎡ほどの青地農地です。

議長 柳 担当委員は原委員と重松委員でよろしいでしょうか。

7番 原委員 はい、わかりました。

議長 柳 よろしくをお願いします。では、報告第1号の説明をお願いします。

＜事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明＞

議長 柳 解約がっておりますので、担当委員さん確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。